

## 越前市令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金 申請書

越前市長 殿

( 受 付 印 )

本申請内容に相違ありません。  
また、【誓約・同意事項】(本紙裏面)を全て確認し、誓約・同意の上、申請します。

申請日		令和 年 月 日
申請者 (世帯主)	フリガナ	
	氏 名	
	現住所	(〒 - )
	連絡先	( )

**(1) 申請区分** ※申請する項目にレ点を入れてください。

<input type="checkbox"/> 住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金	<input type="checkbox"/> こども加算(児童1人あたり5万円加算)
--	--

※こども加算は、「基準日(令和5年12月1日)時点で扶養している(同一生計である)18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童」が対象です。ただし、「基準日の翌日以降に出生した児童」及び「別世帯だが扶養している児童」も対象となります。  
※こども加算のみを申請する場合は、住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金を既に受給している必要があります。

**(2) 申請者が属する世帯の状況**

※基準日(令和5年12月1日)時点の世帯の全ての構成員について記載してください。(こども加算のみを申請する場合は、申請する児童のみを記載してください。)

	フリガナ		申請者 との続柄	生年月日	令和5年1月1日時点の住 所 (現住所と異なる場合に記入)	令和5年度住民税 の課税状況	こども加算 申請欄 (こども加算を申請 する場合に記入)
	氏 名						
1				明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 所得割が課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税	左記児童 <input type="checkbox"/> のこども加 算を申請
2				明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 所得割が課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税	左記児童 <input type="checkbox"/> のこども加 算を申請
3				明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 所得割が課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税	左記児童 <input type="checkbox"/> のこども加 算を申請
4				明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 所得割が課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税	左記児童 <input type="checkbox"/> のこども加 算を申請
5				明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 所得割が課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税	左記児童 <input type="checkbox"/> のこども加 算を申請

**(3) 振込口座** 次の口座への振込を希望します ※次の口座のうち、希望の振込口座にレ点を入れてください。

- ① 申請者(世帯主)名義の公金受取口座  
※ 利用にはマイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
- ② 下記の現に使用している世帯主(申請者)名義の口座  
(希望する口座)  水道料引落口座  住民税等の引落口座  児童手当等の受給口座  
※ 上記の記入(レ点)により税部局等への口座照会を承諾したものとします。
- ③ 申請者(世帯主)名義のその他口座  
【振込口座記入欄】 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰め記入)	口座名義(カナ) ※世帯主名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		

ゆうちょ銀行		通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰め記入)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行の場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。		1		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、越前市社会福祉課(電話0778-43-5354)にお問い合わせください。

**裏面も必ずご確認ください**

**【誓約・同意事項】 ※必ず全ての項目を確認してください。**

私の世帯は、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金の支給要件(※)に該当します。

※支援給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ア 基準日(令和5年12月1日)時点で、越前市に住民登録がある。  
イ 世帯内に、令和4年1月～12月の所得により令和5年度住民税所得割が課されている者がいない。  
① ウ 世帯内に一人以上、令和4年1月～12月の所得により令和5年度住民税均等割が課されている者がいる。  
エ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている親族等から扶養を受けている世帯でない。  
(注)住民税における取扱いとして扶養を受けているか分からないときは、まずは家族に確認してください。  
オ 世帯内に、租税条約による課税免除の適用を届け出ている者がいない。

② 私の世帯の中に、住民税が未申告である者はいません。

③ 私の世帯の中に、他の自治体を実施する同様の事業による給付金の支給を受けた者はいません。

④ 支援給付金の支給要件を満たすかどうかの審査を受けるため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや他の行政機関等に必要な資料の提供を求める・提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑤ この申請書(添付書類を含む)が、還付(返却)されないことに同意します。

⑥ 支給決定後、申請書の不備による振込不能等により支払が完了せず、かつ、令和6年9月30日までに、本市が申請者に連絡・確認できない場合に、支援給付金が支給されないことに同意します。

⑦ こども加算を申請した児童は、全員扶養しています。生計が別である児童は含まれていません。

⑧ 支援給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽が判明した場合や支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、支援給付金を返還します。

提出書類

- 『令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金申請書』(本書)  
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請者の本人確認書類の写し(コピー)』  
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(マイナンバー通知カードは不可)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。(いずれか1点)
- 『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』(振込口座が表面「③申請者(世帯主)名義のその他口座」の方のみ)  
※ 通帳やキャッシュカードなど、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (現住所と「令和5年1月1日時点の住所」が異なる方全員分)  
令和5年1月1日時点の市区町村が発行する『令和5年度住民税の課税状況が分かる証明書の写し(コピー)』  
※ 令和5年度の住民税の課税が分かる証明書は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村(又は課税地の市区町村)にて発行してください。証明書の発行は申請者の自己負担になりますのでご注意ください。未申告の方は、申告後に申請してください。
- (世帯外で扶養している児童がいる場合)  
『申立書(様式第2号別紙)』

※記入漏れや、添付書類の不備がないか再確認してください。(記入漏れや添付書類の不備がある場合、給付が受けられません。)

【公金受取口座が未登録の方】

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。

※ 登録は本給付金の支給要件ではありません。

※ 公金受取口座の登録から利用可能になるまで1か月程かかる場合があります。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら

